

長与町農業委員会議事録

令和6年10月25日

注：発言の内容については、その要旨を記載しております。

個人情報に関する部分については、内容を○又は（）に置き換えております。

長与町農業委員会

令和6年10月農業委員会総会

1. 日時 令和6年10月25日（金） 9時30分から10時30分

2. 場所 長与町役場4階会議室

3. 農業委員会委員 出席委員（12名）

会長	1番 水谷 勉		
委員	2番 崎山 光子	3番 辻田 滋子	4番 原田 正利
	5番 渡邊 章三	6番 栗山 将和	7番 坂口 吉晴
	8番 池田 八千代	9番 山口 和幸	10番 柿本 透
	11番 山口 多美子	12番 山中 庄八郎	

4. 農地利用最適化推進委員 出席委員（7名）

1番 池田 洋祐	3番 田中 光夫	4番 山口 正則
5番 増田 博光	6番 吉川 直行	7番 谷口 勝久
8番 尾崎 勝文		

5. 農地利用最適化推進委員 欠席委員（1名）

2番 尾崎 明光

6. 議事日程

第1	議事録署名委員の指名	12番 山中 庄八郎	2番 崎山 光子
第2	第1号議案 農地法第5条の規定による許可申請について		
第3	第2号議案 農用地利用集積計画について		
第4	第1号報告 農地転用専決処分について		
第5	第2号報告 農地改良届出について		

7. 農業委員会事務局職員

事務局長	山崎 昇
農政農地係長	森 雅之
農政農地係主任	竹中 敦月

事務局

それでは、報告にうつります。

長与町農業委員会総会規則第6条により、総会は在任委員の過半数の出席をもって成立することとなっています。

本日は、委員12人全員の出席をいただいており、過半数を超えておりますので、総会が成立することを報告いたします。

なお、農地利用最適化推進委員は8人中7人の出席でございます。

欠席者は、尾崎 明光 推進委員です。

では、ここからの議事等の進行を、水谷会長お願ひいたします。

議長

それでは、令和6年10月の農業委員会総会を開催いたします。

まず、始めに日程第1の農業委員会総会規則第18条の規定によりまして、議事録署名委員を2人、指名いたします。12番 山中 庄八郎 委員、2番 崎山 光子 委員を指名いたします。

日程第2 本日は、

第1号議案 農地法第5条の規定による許可申請が1件。

第2号議案 農用地利用集積計画が2件。

報告事項は 農地転用専決処分が5件。

農地改良届出が1件。

及び、行事報告を予定しております。

また、総会終了後に農業者年金加入推進研修会を開催いたしますのでよろしくお願ひします。

では、日程第2 提出された議案の審議に入ります。

第1号議案「農地法第5条の規定による許可申請について」の審議に入ります。それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局

それでは、農地法第5条の規定による許可申請について、説明いたします。

第1号議案の1ページをお開きください。

資料につきましては、No.1をご参照ください。計画平面図と現況写真です。

整理番号 3

申請地

長与町岡郷（地番）

地目 畑

面積 305 m² 以下2筆。2筆合計 801 m²です。

農地区分は、すべて農用地区域外となっています。

申請者は、

譲渡人が、

長与町岡郷（地番） (氏名)

譲受人が、
福岡市博多区（地番）（会社名）
申請目的は、売買による所有権移転です。
転用目的ですが、住宅用地として3宅地造成します。土地所在が都市計画区域外となるため、特定建築条件付売買予定地となります。
備考欄に記載のとおり、譲受人は申請地を購入し、宅地を造成します。切土・盛土はほとんどなく、表面を整地します。汚水排水は前面道路にある既設の下水道管に接続します。
雨水排水は敷地内に新設する側溝に排水します。なお、譲受人はハウスメーカーと販売代理契約を結んでおり、住宅の建築はハウスメーカーが行います。区域区分は、都市計画区域外となります。立地基準は、第2種農地。一般基準として、書類と現地での確認の結果、周辺農地への支障については、問題ないと判断しております。
土地の所在ですが、2ページをご覧ください。
図面の左側に（施設名）がございます。（施設名）の東側に位置した赤色で表示してある場所が申請地です。なお、農地の正確な形状等につきましては、3ページを確認いただければと思います。以上です。

議長 ただ今の説明に関連して現地確認を行っていますので、推進委員さん説明をお願いします。
尾崎 勝文 推進委員

推進委員 8番 説明いたします。10月15日午前9時30分頃より、水谷会長、崎山委員、山口委員と事務局の山崎さん竹中さんと業者の方、私の7名にて現地を確認いたしました。内容は、資料にもあるように農地を造成し、宅地にすることです。この農地の周りは既に家ばかりで、農作業も行いにくいのかなと思われました。法的には問題ないとのことなので問題ないと思います。ただ私個人の思いとしては、農地が減るのは寂しい思いをいたしました。以上です。

議長 続きまして、担当農業委員さんお願いします。11番 山口 多美子 農業委員

11番 今、尾崎さんから説明がありましたように、10月15日に現地確認をしました。現地は事務局の説明どおり、切土・盛土はされません。汚水は前面道路の既存の水路に排出され、雨水は新設する側溝から川へ排出されます。道路を挟んで、畠がありますが、（譲渡人）の畠なので、周りの畠には問題ないかなと思います。以上です。

議長 説明が終わりましたが、ご意見・質問はありますか。

(意見・質問なし)

それでは、ご意見・質問並びに審議を終了いたします。

この農地法第5条の許可申請を、県へ進達することについて、農業委員の方に挙手で賛否をとります。異議がない方は挙手をお願いします。

(挙手を確認 議長に報告)

挙手された農業委員が全員で、過半数に達していますので、県へ進達することに決定いたします。続いて、第2号議案「農用地利用集積計画について」を審議いたします。事務局から説明をお願いします。

事務局

それでは第2号議案 農用地利用集積計画について、説明いたします。

第2号議案の2ページをお開きください。

1件目です。

利用権の設定を受ける者の氏名及び住所は、

(氏名) 諫早市 (地番)

利用権を設定する者の氏名及び住所は、

(氏名) 長与町岡郷 (地番)

利用権を設定する土地は、

所在 斎藤郷 (地番)

地目 田、

面積 1,410 m² です。

利用権の種類は 賃貸借で、具体的な作物名は水稻です。

期間は、令和6年1月1日から令和9年10月31日までの3年間です。

平成21年から借り入れており、今回5回目の更新となります。年間の借賃は米〇〇kgです。なお、10aあたりは米〇〇kgとなります。

土地の所在を説明します。3ページをご覧ください。

図面の左上に(施設名)がございます。(施設名)の東側に位置した、赤で表示してある場所が申請地になります。以上です。

議長

ただ今の説明に関連して、現地確認を行っていますので、推進委員さん説明をお願いしま

す。 谷口 勝久 推進委員

推進委員 7番 説明を行います。10月15日10時から、水谷会長、崎山委員、渡邊委員と事務局職員2名と私の6名で現地確認をしました。5回目の更新ということで、問題ないと思います。以上です。

議長 続きまして、担当農業委員さんお願いします。5番 渡邊 章三 農業委員

5番 はい。谷口委員が述べたとおりです。5回目の更新ということで、何も支障はないと思います。よろしくお願いします。

議長 説明が終わりましたが、ご意見・質問はありませんか。

(意見・質問なし)

それでは、ご意見・質問並びに審議を終了いたします。

説明のとおり、農用地利用集積計画を許可することについて、農業委員の方に挙手で賛否をとります。異議がない方は挙手をお願いします。

(挙手を確認 議長に報告)

挙手された農業委員が全員で、過半数に達していますので、許可することに決定いたします。続いて、2件目の説明をお願いします。

事務局 続きまして、2件目です。

次ページをお開きください。

利用権の設定を受ける者の氏名及び住所は、

(氏名) 長与町高田郷（地番）

利用権を設定する者の氏名及び住所は、

(氏名) 長与町丸田郷（地番）

利用権を設定する土地は、
所在 長与町三根郷（地番）
地目 田
面積 436 m² です。

利用権の種類は 賃貸借で、具体的な作物名は水稻です。

期間は、令和6年1月1日から令和9年10月31日までの3年間です。平成21年から借り入れており、今回5回目の更新となります。年間の借賃は米〇〇kgです。なお、10aあたりは米〇〇kgとなります。

土地の所在を説明します。5ページをご覧ください。

図面の右下に踏切がございます。踏切の北西側に位置した、赤で表示してある場所が申請地になります。以上です。

議長 ただ今の説明に関連して、現地確認を行っていますので、推進委員さん説明をお願いします。 田中 光夫 推進委員

推進委員 3番 はい。10月15日、午前10時40分、会長、崎山さん、それと坂口委員、事務局長、竹中さんと私で確認をいたしました。これも5回目の更新ということで、問題はないと思います。以上です。

議長 続きまして、担当農業委員さんお願いします。7番 坂口 吉晴 農業委員

7番 田中委員がおっしゃられたとおりだと思います。5回目の更新なので、問題はないと思います。以上です。

議長 説明が終わりましたが、ご意見・質問はありませんか。

(意見・質問なし)

それでは、ご意見・質問並びに審議を終了いたします。

説明のとおり、農用地利用集積計画を許可することについて、農業委員の方に挙手で賛否をとります。異議がない方は挙手をお願いします。

(挙手を確認 議長に報告)

挙手された農業委員が全員で、過半数に達していますので、許可することに決定いたします。

これから、報告事項にうつります。

農地転用専決処分報告書の届出について事務局から1件目の説明をお願いします。

事務局

それでは、報告いたします。

農地転用専決処分の報告です。

1件目、農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出です。

市街化区域内の農地にかかる転用の届出となります。

報告事項の1ページをお開きください。資料につきましてはNo.2をご参照ください。

1枚目が造成計画平面図、2～5枚目が縦横断図、6枚目が現況写真です。売買による所有権移転です。

1. 当事者の氏名・住所

譲受人は、

(会社名) 時津町 (地番)

譲渡人は、

(氏名) 長与町吉無田郷 (地番)

2. 土地の所在等

届出の筆は2筆で、登記地目は畠です。

吉無田郷 (地番)、面積 542 m² 以下2筆。2筆合計 957 m²です。

3. 転用計画は、住宅用地です。

計画の概要を説明します。資料をご覧ください。

3区画の宅地造成と道路整備を予定しております。切土・盛土は場内で整理します。汚水排水は前面道路にある既設の下水道管に接続します。計画区域内の雨水排水は側溝を新設しますが、計画区域外に接続する既設の側溝がないため、道路管理者と排水計画の協議を行い、協議済みであることを確認しております。

土地の所在地を説明します。報告事項の2ページをご覧ください。

図面の右下に (施設名) がございます。(施設名) の西側に位置した赤色で表示してある場所が、申請地です。

なお、農地の正確な形状等につきましては、3ページを確認いただければと思います。

4. 申請日 令和6年9月26日

5. 専決処分の日 令和6年9月26日

以上のとおり、長与町農業委員会事務局の設置及び事務処理等に関する規則第8条の規

定により、専決処分をしたので報告いたします。

令和6年10月25日

長与町農業委員会 事務局長 山崎 昇 以上です。

議長 ただ今、事務局から報告がありましたが、何か尋ねたいことはありませんか。

5番 渡邊委員

5番 こここの前面の道路の幅が2.49mとか3.4mとかありますよね。既設の道路と思うんですけど、結構狭いですが、ここは余り関係なくて新設する道路は4mになっているんですが、これで良いのですか。

事務局 はい。これは家を建てるときの基準になりますが、4mない道路に関しましては、2項道路とか、そういうものに該当します。そこに接続することによって建物が建てられるという条件なので、そちらについては長崎県と協議を既に行っていると聞いております。以上です

5番 もう1点。この排水路は町と協議しておるということで、この図面からいようと新設U-240というものが排水路まで行くのですか。

事務局 協議の内容までは確認をしていませんが、その大きさの物がそのまま行かないことには、溢れてしましますので、そのような計画になつてはいると思っております。

5番 許可については良いと思うんですが、要はその周りの環境ですよね。この排水に関しては、(地名)の下の方にずっと延びていって、その部分に関しても、町と協議で作っていくということなのか、道路の幅員がね、今の道路の幅員よりもどうなるのかと思ってね。

事務局 基本的にその道路の幅員に関しては、隣が(施設名)ですので、その横をずっと下まで降りていくことになるかと思います。ですので、今の計画では道路の幅員は変わらないかと思います。町の道路管理者が道路を広げるということであれば、そこは変わつますが、今回は側溝を下まで延ばしていくことになりますので、そこは協議が終わつてはいるということで確認をしているという話になります。道路の幅員までは確認はとれていません。

議長 渡邊議員が言われるように既設の道路に接続したときに、その先、手前が細くて、その許可条件が4mというのは非常に矛盾するわけですけども、町との協議の中にも入っておりまして、基本としては、一応、許可という形になっているということです。それと我々の立場からいふと市街化農地であるということで、開発は可能であれば開発という形になっていくということで認識をしていただければと思います。よろしいでしょうか。

5番 はい。

議長 続いて、2件目の説明をお願いします。

事務局 続きまして、2件目から5件目は、高田南土地区画整理事業にかかる転用届となりますので、まとめて報告いたします。

報告事項の4ページをお開きください。

資料につきましてはNo.3をご参照ください。

1枚目に高田南土地区画整理事業の街区案内図、2枚目以降に仮換地先の現況写真と仮換地指定図となっておりますのでご参照ください。

4件すべて、農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出、及び贈与による所有権移転です。

2件目

1. 当事者の氏名・住所

譲受人は、

(氏名) 長与町丸田郷 (地番)

譲渡人は、

(氏名) 長与町高田郷 (地番)

2. 土地の所在等

届出の筆は3筆で、登記地目は畑です。

高田郷 (地番)、面積 618 m² 以下3筆。3筆合計 1,855 m² です。

高田南土地区画整理事業の街区としては、記載のとおり、(街区番号)、面積 218 m² 以下3区画。3区画合計 面積 654 m² です。

4. 申請日 令和6年9月26日

5. 専決処分の日 令和6年9月26日

次ページをお開きください。3件目です。

1. 当事者の氏名・住所

譲受人は、

(氏名) 長与町嬉里郷 (地番)

譲渡人は、

(氏名) 長与町高田郷 (地番)

2. 土地の所在等

届出の筆は2筆で、登記地目は畠です。

高田郷 (地番)、面積 324 m² 以下 2筆。2筆合計 648 m² です。

高田南土地区画整理事業の街区としては、記載のとおり、(街区番号)、面積 166 m² 以下 2区画。2区画合計 面積 332 m² です。

4. 申 請 日 令和6年9月26日

5. 専決処分の日 令和6年9月26日

次ページをお開きください。4件目です。

1. 当事者の氏名・住所

譲受人は、

(氏名) 長崎市 (地番)

譲渡人は、

(氏名) 長与町高田郷 (地番)

2. 土地の所在等

届出の筆は4筆で、登記地目は畠です。

高田郷 (地番)、面積 116 m² 以下 4筆。4筆合計 1,151 m² です。

高田南土地区画整理事業の街区としては記載のとおり、(街区番号)、面積 39 m² 以下 4区画。4区画合計 面積 450 m² です。

4. 申 請 日 令和6年9月26日

5. 専決処分の日 令和6年9月26日

次ページをお開きください。5件目です。

1. 当事者の氏名・住所

譲受人は、

(氏名) 長与町嬉里郷 (地番)

譲渡人は、

(氏名) 長与町高田郷 (地番)

2. 土地の所在等

届出の筆は3筆で、登記地目は畠です。

高田郷 (地番)、面積 324 m² 以下 3筆。3筆合計 971 m² です。

高田南土地区画整理事業の街区としては、記載のとおり、(街区番号)、面積 166 m² 以下 3区画。3区画合計 面積 498 m² です。

4. 申 請 日 令和6年9月26日

5. 専決処分の日 令和6年9月26日

以上のとおり、長与町農業委員会事務局の設置及び事務処理等に関する規則第8条の規定

により、専決処分をしたので報告いたします。

令和6年10月25日

長与町農業委員会 事務局長 山崎 昇

以上です。

議長

ただ今、事務局から報告がありましたが、何か尋ねたいことはありませんか。

(お尋ねなし)

続いて、農地改良届出報告書について事務局から説明をお願いします。

事務局

続きまして農地改良届出の報告です。報告事項の8ページをご覧ください。

資料につきましてはNo.4をご覧ください。

1枚目が現況写真、2枚目が農地改良計画図です。

【農地改良届出報告書】

土地の所在等は

長与町三根郷（地番）

地目 畑

面積 17 m² 以下3筆。3筆合計340 m²の改良となります。

所有者・耕作者ともに、

（氏名） 長与町三根郷（地番）

農地改良の目的 水はけを良くするため、約40 cmの盛土を行います。

届出の場所を申し上げます。

報告事項の9ページをお開きください。

図面の右下に（施設名）がございます。（施設名）の西側に位置した赤色で表示してある場所が、申請地です。

以上のとおり令和6年10月8日に提出され、10月15日に現地確認を行いましたので報告します。

令和6年10月25日

農業委員 坂口 吉晴

農地利用最適化推進委員 田中 光夫

代読でございます。以上です。

議長

ただ今、事務局から報告がありましたが、何か尋ねたいことはありませんか。

(お尋ねなし)

以上で、報告事項を終わります。次に行事報告を事務局から説明をお願いします。

(令和6年10月行事報告)

最後に、11月の日程について、事務局からお願いします。

事務局 11月の日程ですが、総会を25日（月）の午前9時30分からはいかがでしょうか。

(異議なし)

議長 これを持ちまして、本日の総会を終了致します。